

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月30日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第21号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） へき地学校			別表第1（第2条関係） へき地学校		
所在地	学校名	級別	所在地	学校名	級別
略			略		
東伯郡三朝町 大字田代541番地	南小学校田代季節間分校	2級	東伯郡三朝町 大字田代541番地	南小学校田代季節間分校	2級
略			略		
八頭郡若桜町 大字眷米120番地	若桜小学校眷米季節間分校	1級	八頭郡若桜町 大字眷米120番地	若桜小学校眷米季節間分校	1級
略			略		
別表第2（第2条関係） 準へき地学校			別表第2（第2条関係） 準へき地学校		
所在地	学校名		所在地	学校名	
略			略		
西伯郡大山町赤松928番地2	大山小学校赤松分校		西伯郡大山町赤松928番地2	大山小学校赤松分校	

		日野郡江府町大字貝田512番地	江尾小学校貝田分校
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。